



コーポレート・ガバナンスの状況①

有報レビューで識別された課題及び開示の参考となる事例

主な課題－従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示

□ 主な課題は以下のとおりである。

主な課題

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

● 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

● コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

1

女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない

2

取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない

3

内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない

4

政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない

5

政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

6

政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

1 [課題] 女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【従業員の状況】

(略)

(管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異)

管理職に占める女性労働者の割合 20.0%(注1)

(注1)管理職とは、組織管理の職責を担う者としており、課長代理以上の職位にある者としております。

〈課題となる事項〉

- 女性管理職比率に関する計算方法や定義については、女性活躍推進法の定めに従うこととされている。女性活躍推進法における女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」では、一般的に、「課長代理」と呼ばれている者は、「管理職」とは見なされないとされている。
- 左記の開示例では、会社は、女性管理職比率に関連して「管理職」とは課長代理以上の職位にある者としている旨を記載しており、会社への質問等の結果、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行っていないことが判明した。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」(厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課 令和4年9月15日)では、「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計をいうとされている。また、「課長級」とは、①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)のもの長、または②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと)のいずれかに該当する者を指すとされていることに留意する。
- 「課長級」であるか否かについては、まず名称や係の数、構成員の人数等で形式的に要件(①)に該当するか否かを判断し、その上で、形式的な要件に該当しない場合は、同一事業所において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと)(②)に該当するか否かを、実態に即して事業主が判断することとして差し支えないとされている。ただし、一般的に、「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、①、②の組織の長やそれに相当する者とは見なされないとされている。また、「係長級」とは、「課長級」より下位の役職であって、(a)事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は(b)同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者を指すとされているので、これらの者を管理職に含めて女性管理職比率を算出することのないよう留意する。

留意事項等－従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(2/6)

- 2 [課題] 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(コーポレート・ガバナンスの概要)

取締役会を1年間継続して開催し、経営の基本方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、売上・利益計画の進捗状況のチェック、業務執行状況の報告及びそのチェック等を実施しました。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54)では、提出会社の取締役会の活動状況として、開催頻度、具体的な検討内容、及び個々の取締役の出席状況について、それぞれ当事業年度における実績を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は取締役会における具体的な検討内容の実績について記載しているものの、開催頻度及び個々の取締役の出席状況の実績について記載しておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54)では、当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することが求められている。
また、同府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載することが求められている。
これらの機関の活動状況については、開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載することが求められていることに留意する。
- 具体的な検討内容には、サステナビリティ関連の検討事項も含まれ得ることに留意する。

3 [課題] 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(内部監査の状況)

内部監査については、社長直轄組織の内部監査室を設置し、専任の内部監査人を配置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施しております。

内部監査人と監査役会及び会計監査人は、定期的な面談を行い、相互に情報共有・報告を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、連携して改善状況を監督又は確認しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、内部監査の実効性を確保するための取組(内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は監査役会に対する直接報告を行う仕組みについては記載しているものの、有価証券報告書において取締役会に対して直接報告を行う仕組みの有無について記載しておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 内部監査の実効性を確保するための取組を記載する際には、内部監査部門が、監査役及び監査役会だけではなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められていることに留意する。なお、直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する。(開示府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56))

4 [課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない(P.39 コラム参照)

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【株式の保有状況】(一部抜粋)

(略)

(保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式)

・保有方針

当社の中長期的な企業価値向上を図るため、保有先企業との事業上の関係維持・強化等を目的として株式を保有しております。

(略)

・特定投資株式の銘柄ごとの保有目的
業務上における取引関係の維持・強化

- <課題となる事項>開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)の銘柄ごとの開示においては、保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む。)等を具体的に記載することが求められている。
- 左記の開示例では、政策保有株式の銘柄ごとの保有目的の記載が具体的ではなく、適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- 政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的等を具体的に記載することが求められている。(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58))
- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、銘柄ごとの定量的な保有効果(定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法)を開示することが求められている。当該事項は、投資者が株式の保有の合理性を判断する上で重要であると考えられるため、投資者に分かりやすく開示されることが望ましい。

【開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)】

- 政策保有株式の保有方針が、例えば、主として、スタートアップ企業との協業を通じたシナジー効果の発揮にある場合には、そのような全体的な保有方針を記載するとともに、銘柄ごとの開示においては、個別の協業の内容等について具体的に記載することが考えられる。
- また、全体的な保有方針との整合性を確認できるよう、非上場株式を含む政策保有株式のうちのスタートアップ銘柄の数や、当該スタートアップ企業との協業により見込まれるシナジー効果を記載することは、投資者の投資判断にとって有用であると考えられる。

留意事項等－従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(5/6)

5 [課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

6 [課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(株式の保有状況)

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、提出会社の当事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券に該当する株式(以下において「投資株式」という。)のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載することが求められている。また、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあ場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類していると記載している。
- 一方、会社への質問等の結果、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、政策保有株式に関して売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例が認められた。また、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には売却に取り組む予定は長期間なく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例も認められた。

留意事項等－従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状態等の開示(6/6)

(前ページからの続き)

5 [課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

6 [課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待・コメント等)]

- 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行うような場合や発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、長期間(1年以上)売却をしていない又は長期間売却に取り組む予定がないような場合には、実質的に、政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になり、投資者に誤解を与える可能性もあることに留意する。このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)a)等と併せて開示することが考えられる。また、株式の売却制限(売却可能時期の制限を含む。)がある場合には、その内容を開示することが考えられる。

連結売上高：2,178億円、提出会社従業員数：254人、連結従業員数：4,435人、市場区分：プライム

目次に戻る

【株式の保有状況】※一部抜粋

- ① 投資株式の区分の基準及び考え方
 当社は、純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式を下記のように区分します。
- ・「純投資目的である投資株式」とは、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する株式です。
 - ・「純投資目的以外の目的である投資株式」とは、当社グループの企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業および取引関係の維持発展を目的に保有する株式です。

当社グループでは期中長期経営計画において「共創投資」の取り組みを強化しています。コアバリューである「信用の共創」を活かした小売×フィンテックに、「未来投資」(新規事業投資+共創投資)を加えた三位一体のビジネスモデルによってシナジーを追求することで、個々の事業の総和を超えた価値の創出をめざします。

<未来投資>

中期経営計画において未来投資では、サステナビリティ、Well-beingなどのインパクトと収益の両立をめざしてイノベーションを創出します。「新規事業投資」は社内からのイノベーション創出、「共創投資」は社外からのイノベーション導入をめざします。



<共創投資>

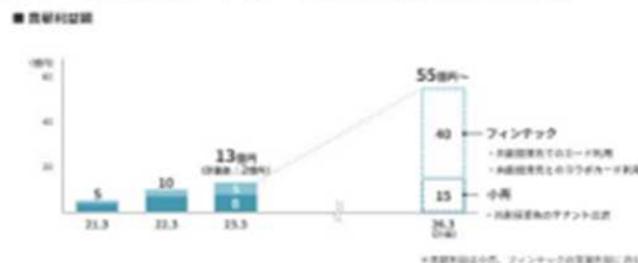
「共創投資」は、共創の理念に基づき当社グループに共創いただけるスタートアップ企業等への投資を通じ、未来を共創するパートナーとの協業を進め、小売・フィンテックへの貢献利益と、ファイナンシャルリターンの方を追求します。中期経営計画最終年度の2026年3月期までに合計で430億円の投資を進めていきます。

今後、「共創投資」を進めていくうえで株式銘柄数および貸借対照表計上額の増加が見込まれます。また「共創投資」にはベンチャーやスタートアップ企業等の非上場株式が多く含まれており、その後上場した場合は大幅な株価の上昇に伴い貸借対照表計上額に大きく影響する可能性があります。

「共創投資」の目的として、当社グループと投資先との協業によって中長期的に投資先の企業価値向上をはかり、株式の値上がり益を期待する(IRR20%以上を計画)という純投資の要素を持ちます。よって

スタートアップ企業等への投資を開始した2017年3月期以降、新たに保有した特定投資株式については「共創投資」として区分し記載しています。

2023年3月期の共創投資先のシナジーによる貢献利益は13億円となり、2026年3月期には55億円をめざします。また、IRRは16%でハードルレートの10%を上回って推移しています。



② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

〈当事業年度において株式数が増加した銘柄〉			
	銘柄数(銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	10	2,115	主に、新規事業の創出につながるスタートアップ等への出資・投資のため増加しています
非上場株式以外の株式	1	1,999	

<共創投資>

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果(注1)及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無(注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
糖ユグレナ	貸借対照表計上額(百万円)	2,139,000	-	無
	株式数(株)	2,008	-	
BASE株	貸借対照表計上額(百万円)	6,306,000	6,306,000	無
	株式数(株)	1,715	2,818	

【参考になる主なポイント】

- 「共創投資」銘柄の保有によるシナジー効果を定量的に記載
- 政策保有株式の増加理由について、当社の投資方針に関連付けて記載
- 「共創投資」銘柄の保有目的を、投資先企業との協業の内容が想起できるように記載